

# 平成29年1月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成29年1月26日(木)午後4時00分～5時15分  
◎ 場 所 富田林市役所 第2委員会室  
◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美	益田 耕吉

◎ 事務局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	西田 教育総務部 次長兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	祐村 生涯学習部 理事兼 生涯学習課長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
上田 金剛図書館長				
				(書記)小島 教育総務課長代理

# 平成 28 年度 1 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 1 月 26(木)  
開会：午後 4 時 00 分  
閉会：午後 5 時 15 分

- 山本教育総務課長 それでは、平成 28 年度 1 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、2 月 23 日（木）午後 3 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。
- 《別紙、議事日程を説明》
- それでは、教育長開会をお願いいたします。
- 芝本教育長 それでは、平成 28 年度 1 月定例教育委員会会議を開会いたします。まずは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、阪井教育長職務代理よりお願いいたします。
- 阪井教育長職務代理者 わかりました。
- 芝本教育長 続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 12 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。次に、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は、2 件の報告があります。それでは、報告第 25 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は、「新たに承認申請のあった行事」がございませんので、特に説明はございませんが、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは私から質問いたします。③行事名「2017 年度春のキャンプクラブ」の参加料金の違いについて教えてください。
- 祐村生涯学習部理事 開催場所やプログラム内容などの違いにより参加料金が異なっています。
- 阪井教育長職務代理者 参加料金が高いように思うのですが。
- 祐村生涯学習部理事 プログラムの内容にもよりますが、24,800 円のプログラムにつきましては、バスでの往復、参加者の関係づくりのプログラム、ナイトハイクやキャンプファイヤーなどを実施し、組織としてはプログラム兼救急補佐、救急対応など多くのスタッフが参加者最大 48 名をサポートします。また、開催時期が 3 月 25 日から 27 日といった春休みの期間でもございますので、参加料金がこの価格であると思います。
- 芝本教育長 わかりました。来年度以降も様々な行事を実施されると思いますので、行事内容など調べておいてください。他に、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、続きまして、報告第 26 号「平成 29 年富田林市成人式の報告」について、生涯学習課より報告をお願いいたします。
- 祐村生涯学習部理事 それでは、報告第 26 号「平成 29 年富田林市成人式の報告」について、ご説明申し上げます。先日の成人式におきまして、委員の皆様には早朝より、また連休の最終日にも関わらず、ご出席いただきましてありがとうございます。無事終える事ができまして、心よりお礼申し上げます。新成人 1,356 人の対象者に対しまして、963 人の出席があり、出席率におきましては、71.0%でございました。出席率は、昨年より 3.4

ポイントの上昇となっております。昨年より実施しておりますオープニングは、第三中学校吹奏楽部によるもので、成人が中学生の頃に流行した曲を力強く演奏していただきました。本年の成人式では、手提げ袋のサイズの変更、及び記念品として市のイメージキャラクター入りのカードケースを新たにデザインしました。大ホール定員に対して出席者数が多くなっている状態については、今年も継続されております。本年は天候にも恵まれ暖かく、また、式典会場である大ホールも満席でございました。そのため、外環側大階段前で多くの成人が歓談していたのも事実でございます。今後も天候や新成人の動き方を見ながら、ホールへの案内を続けたいと考えています。式典は穏やかに進行し、全体として、落ち着いた成人式であったと思います。これからも教育委員の皆様には、ご指導をお願いするとともに、今回のお礼とさせていただきます。以上でございます。

芝本教育長  
益田委員  
祐村生涯学習部理事  
阪井教育長職務代理者

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

参加対象者は、今後も減少傾向なのでしょうか。

減少傾向でございます。

第1部と第2部に分けた出席人数は把握されていないと思いますが、第2部の交流会は概ね好評なのか、参加された方の満足度は測っているのでしょうか。

祐村生涯学習部理事

その必要性は感じているところです。第2部の交流会では、軽食のカップケーキなどが残っていたりすることもございますので、会場への動線、誘導、運営人数などについて、成人式に参加された方から意見を聞いていかなければいけないという意識は持っています。

山本生涯学習部長

第2部の交流会ですが、私も、ここ数年気にして3・4階の会場を見に行くのですが、3階会場は多くの参加者で入場できなかった方が会場の外に出ている状態でした。4階会場は空いている部分もあり、3階会場が一杯なので帰られる方もあったかと思えます。先日、担当課で反省会を行った際、職員が4階から誘導すれば余裕を持って3階にも入場することができ、ほどよい会場になるという意見がありましたので、来年、取り組んでみようと考えています。

阪井教育長職務代理者  
山本生涯学習部長

軽食は、3階は無くなったが、4階は残っていたのでしょうか。

若干残っていたと思います。そのあたりもふまえ、4階から入場することで改善されると考えます。

芝本教育長  
祐村生涯学習部理事

司会者の原稿はどなたが作成されていますか。

原稿の原案は担当課で作成していますが、司会者が当日話しやすいよう修正されています。

芝本教育長

わかりました。他に、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告案件はこれで終わらせていただき、続きまして、日程第4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は2件の案件がございます。それでは、議案第26号「富田林市就学指導推進委員会規則の一部改正」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第26号「富田林市就学指導推進委員会規則の一部改正」について、ご説明させていただきます。提案の内容ですが、昨年12月の市議会において「富田林市附属期間の設置に関する条例」の一部が改正され、条例別表中の「富田林市就学

指導推進委員会」が「富田林市就学相談推進委員会」に改められたことに伴い、本規則（富田林市就学指導推進委員会規則）の題名を「富田林市就学指導推進委員会」から「富田林市就学相談推進委員会」に改めるものでございます。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

芝本教育長

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第26号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。今後も、子どもたちの就学に対して、子どもたちの様子や保護者の願いを受け止め、適切なアドバイスをお願いいたします。それでは、次に、議案第27号「平成29年度全国学力・学習状況調査と平成19～28年度全国学力・学習状況調査の個票データ等の公表・貸与」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、「平成29年度全国学力・学習状況調査と平成19～28年度全国学力・学習状況調査の個票データ等の公表・貸与」について、ご説明させていただきます。資料の議案第27号をご覧ください。このたび、文部科学省から、「全国学力・学習状況調査」に関する2つの意向調査がまいりました。1つ目は「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加」に関わる意向調査で、2つ目は「平成19～28年度の調査結果データの公表・貸与」に関する意向調査でございます。最初に、これまでとの変更点をご説明いたします。資料の別紙1-1「全国学力・学習状況調査 個票データ等の公表・貸与について」をご覧ください。今回、「趣旨・目的」欄に記載されておりますとおり、教育施策の改善・充実に資することを目的として、文部科学省が、調査結果のデータを大学や国等の研究機関の研究者に貸与したり、これらを活用した研究成果を公表したりするという方針が示されました。公表・貸与されるデータの種類といたしましては、匿名性や抽出の規模に応じて、①パブリックユースデータ、②匿名データ、③個票データ という形に分けられます。このうち、①パブリックユースデータと②匿名データにつきましては、学校名・教育委員会名を特定することは困難で、データから地域や学校を類推することはできない形となっております。これに対して、③個票データにつきましては、学校名や教育委員会名などの情報を含むものとなりますが、個票データを貸与・公表する時は、事前に該当市町村に同意を得ること、また、市町村の回答によっては、公表・貸与を行わないこととなっております。なお、平成29年度以降の全国学力・学習状況調査につきましては、こうした方針をふまえた上での参加確認となります。また、平成19～28年度までの調査結果につきましても、先ほどの趣旨をふまえ、貸与・公表される方針が示され、協力が求められております。以上の事をふまえ、事務局といたしましては、まず1つ目の「平成29年度全国学力・学習状況調査への参加」については、別紙2、3の回答票のとおり、参加する旨の回答を考慮しております。また2つ目の「平成19年度～28年度分のデータの公表・貸与」については、今後、具体的にどのような研究がなされ、また、どのような形で公表されるかが、現時点で明らかとなっていない部分もございますので、学校や保護者・地域に不安感を抱かせないためにも、別紙11、12の回答票のとおり、③の個票データの公表・貸与については行わない旨の回答を考慮しております。以上、平成29年度全国学力・学習状況調査への参加と、平成19年度～28年度分のデータの公表・貸与について、ご審議のほど、よろしくお願

たします。

芝本教育長  
仲野委員

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

(参考資料)「個票データ等の貸与について御質問いただいた事項への回答」の中段に、太字で(参考)「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン(案)となっていますが、現時点でも(案)付きなのでしょうか。

古村教育総務部次長代理  
仲野委員  
芝本教育長  
古村教育総務部次長代理

そのとおりです。今年度(平成28年度)中には策定予定と聞いております。わかりました。

なぜ、今回、このようなことになったのでしょうか。

資料の別紙1-1に、データ等の公表・貸与についての趣旨・目的がございます。そのなかにありますように、全国学力・学習状況調査については、学校教育の成果や課題についての透明性の向上を図り、適切に説明責任を果たすとともに、それらの情報を活用した学校教育の改善・充実や学術研修の高度化に役立てるため、調査結果の個票データ等を公表し、又は大学等の研究者や国等の行政機関の職員に一定期間貸与し、大学等の研究者による多様な研究分析への活用又は教育施設の改善・充実を可能とする仕組みを設けるということを目的として、新たに提示されたということです。

阪井教育長職務代理者  
古村教育総務部次長代理  
阪井教育長職務代理者

全国学力・学習状況調査の調査結果、データの主体・所有権は本市ですか。

文部科学省にあると思います。文部科学省が研究機関に貸与すると聞いております。

そうすると、データの貸与の可否に×をつける意味は何なのでしょう。文部科学省にあるのであれば、本市が×をつけて回答する意味はないと思うのですが。

古村教育総務部次長代理

文部科学省では申請があった場合、③の個票データは学校名を含む、すべての情報が含まれるデータですので、各学校設置管理者の意向を伺う配慮がなされていると考えております。

益田委員

ということは、×で回答すると本市の③については、自動的に公表しないという意味表示ということになるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理  
芝本教育長  
古村教育総務部次長代理

そのとおりです。

その理由を教えてください。

①パブリックユースデータ、②匿名データの場合は、児童生徒個人や学校名、設置管理者を含めて特定することが極めて困難なデータです。③の個票データは、学校名や教育委員会名が特定できるデータでございますので、いたずらに学校や保護者、地域に不安感を与えさせないように、×で回答することが適切であると考えております。

阪井教育長職務代理者

文部科学省は研究機関に対して、③個票データを開示する場面は、どのような状況を想定しているのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

その点につきましては、事務局としても明確に把握できていないところでございます。この仕組みは来年度以降も続きますが、実際、どのような研究機関が、どのようなデータを貸与してほしいと申請するのか、どのデータをもってどのような研究がなされるのかは、現時点では不透明なところでございます。そのようなことも含め事務局としては、③個票データにつきましては、最初から意思表示として×と回答させていただこうと考えております。

阪井教育長職務代理者 今まではどうしていたのですか。  
 古村教育総務部次長代理 今までは、この仕組みがございませんでした。  
 阪井教育長職務代理者 データを外部に提供することは無かったのでしょうか。文部科学省では、今まで集めたデータを分析していたと思うのですが、分析する際に使用したデータは都道府県名や学校名も入っていたのではないのでしょうか。  
 仲野委員 各学校や教育委員会には、小学校の国語と算数の全国平均と学校分が送られてきたと思います。また、全国や学校のデータも各個人に帰ってきたと思います。学期末懇談の時に保護者に渡していたと思います。  
 益田委員 それなら別に×にしたところで、個人には漏れていると思うのですが。  
 芝本教育長 大学等の研究者と書かれており、大学に限定されていません。塾の可能性もあるかと思えます。  
 阪井教育長職務代理者 いま、過年度の分まで議論するということは、過年度の分はまだ出ていないということでしょうか。  
 芝本教育長 今までは、文部科学省直轄の国立教育政策研究所しか文部科学省は情報提供していません。国立教育政策研究所から大学の教育学部へ情報提供し研究していることはありません。しかし、今回からは、それも可能になるのでしょうか。  
 古村教育総務部次長代理 そういう可能性もございまして、文部科学省としては、①～③のデータをどこまで市町村は提供が可能か、回答を示してほしいということでございます。  
 阪井教育長職務代理者 ②匿名データのところに「児童生徒個人、学校、設置管理者を特定するのは困難」と書いていますが、不可能とは書いていません。そのあたりはどのように考えていますか。  
 古村教育総務部次長代理 その件につきましては、個人名や学校名は出ないことを、府教委を通じて文部科学省から国として責任を持つと回答を得ています。  
 仲野委員 ③個票データの貸与について、申請があれば、有識者会議の審査を経て貸与するけれども、研究成果は勝手に公表したら駄目ということですよ。  
 古村教育総務部次長代理 2段階の審査になっています。  
 仲野委員 学校名や設置管理者が、審査を経ずに公表されるということは無いのですね。  
 芝本教育長 (案)ではそうなります。  
 古村教育総務部次長代理 そのあたりが不確定なところでございまして、回答は②まで○が適切であると考えております。  
 阪井教育長職務代理者 29年度については、終わった段階で同意、不同意の手続きがあるのでしょうか。  
 古村教育総務部次長代理 平成29年度以降の全国学力・学習状況調査に参加するということは、データを提供することとイコールになります。  
 阪井教育長職務代理者 平成29年度以降、全国学力・学習状況調査に参加するということは①～③すべて○になるということですか。  
 古村教育総務部次長代理 そのとおりです。ただし、③個票データについては、市町村のデータを抽出し貸与するということになれば、事前に意向の確認があるという条件付きです。  
 阪井教育長職務代理者 平成29年度以降、全国学力・学習状況調査に参加するということであれば、平成19年度～28年度のデータの③を×にする意味はあるのでしょうか。一緒のように思うのですが。

芝本教育長 過去に参加した分については、文部科学省は市町村に了解を得ていない状態です。しかし、29年度以降は参加するイコール〇であるということになります。

阪井教育長職務代理者 了解を得ていないから今回、このような調査が届いていると私も思うのですが、29年度は参加するけど、③は駄目と言えるのであれば良いのですが。

古村教育総務部次長代理 29年度の調査回答表は、別紙の2・3になりますが、別紙2の②については、これまでは、学校数を入れる表の上に4行の文面はありませんでした。ところが、平成29年度は「大学等の研究機関の研究者又は国等の行政機関の職員に対し、公表・貸与して差し支えない」という文面が加わっています。参加するという事は、データを公表するという事になります。

芝本教育長 別紙2・3の③に意見を記入する欄がありますが、そこに、「本市は、個人名までを含んだデータは提供できない」と書けないのですか。

古村教育総務部次長代理 記入することはできると思いますが、②③の回答が矛盾します。

阪井教育長職務代理者 29年度参加するのであれば、過年度の分はガイドラインに載って実施すると言っているんで、中途半端というか、29年度は参加しないというのもあるかと思いますが。

山元委員 阪井委員の意見も考えられると思いますが、平成19年度～28年度は確約を取っていなかったんで、一応確認の意味で、照会していると思います。調査をスタートさせた時点では、ここまで想定していなかったと思います。

阪井教育長職務代理者 他の教育委員会はどのように回答しているのでしょうか。

芝本教育長 他の市町村も回答に悩んでいると思います。

阪井教育長職務代理者 調査データが誰のものか、教育委員会の同意と言っていますが、受けておられる個々の生徒に関するデータであれば、データの主体は生徒であるとも考えられますので、個別に保護者に意見を聞くのが丁寧な方法かと思います。

芝本教育長 私が一番危惧しているのは、ガイドラインの3ページ目の3 公表に当たっての配慮事項の最後に「序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること」とあえて記載している点です。学校別データについて、学校名は挙げないけれど、A校はこんな感じ、B校はこんな感じなど、公表する分析機関もあるかもしれませんので、このような記載をしていると思います。

古村教育総務部次長代理 資料別紙11、過年度調査について、表の下の欄に〇と記入した場合、市町村は個票データが貸与可能であること自体を公表することがあり得るといったことも判断材料になるかと思いますが、本市が〇で回答した場合、本市は過年度の資料を公表・貸与して良いとしていることを公表して良いということにもなりますので、今回はこの方向で、回答するのが一番適切であると考えています。

山元委員 事務局の考え方で私は良いと思います。ただ、学力テストが始まった最初の趣旨と、現在は随分方向性が変わっていることに不安です。学力テストは教師の指導改善のため開始されたと思うのですが。

古村教育総務部次長代理 そのあたりにつきまして、今回、文部科学省は、どのように趣旨、目的を設定したのか、真意を判断するのは難しいところでございます。

芝本教育長 他に何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第27号につきましては、事務局案を原案として、考えていきたいと思いますが異論ございませんか。それでは、事務局案で回答をお願いいたします。いずれにしましても、全国学力・

学習状況調査は1つのデータではありますが、子どもたちの学力や生活データを示す重要なものでもありますので、事務局としても十分に分析、活用し、子どもたちの学力向上と学習意欲の改善を図っていただきますようお願いいたします。

阪井教育長職務代理者

ガイドライン（案）について、回答した後に変更されることはあるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

それも危惧される要因の一つです。

阪井教育長職務代理者

ガイドラインが出来るまで、回答を留保することはできないのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

回答期限は既に過ぎていますが、本市は教育委員会会議に図る案件であるということで、回答を待っていただいている状態です。

阪井教育長職務代理者

ガイドラインが（案）に過ぎないのに、（案）の状態でも市町村に回答を求めるのは無理があることを府教委へ伝えてください。

古村教育総務部次長代理

わかりました。

芝本教育長

それでは、引き続き、日程第5. 富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は1件の案件がございます。それでは、議案第6号「富田林市きらめき創造館条例の制定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

祐村生涯学習部理事

それでは、議案第6号「富田林市きらめき創造館条例の制定」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、旧公会堂跡地に平成29年5月末の完成を目指して、青少年をはじめとする市民の自主的な活動を支援すると共に生涯学習の促進のため富田林市きらめき創造館を設置するために、この条例を制定するものです。次に、その内容でございますが、第1条におきまして当該施設の設置を、第2条では名称及び位置を、第3条では休館日等を、第4条では使用の許可を、第5条では、許可の制限を、第6条においては使用料を、第7条では許可の取り消し等を、第8条では、目的外使用等の禁止を、第9条では特別の設備の設置等について、第10条では原状回復義務を、第11条では免責を、第12条では委任となっております。なお、附則といたしまして、この条例は、公布のから起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとし、あわせまして、富田林市立福祉青少年センター条例の廃止を規定するものがございます。以上よろしく申し上げます。

芝本教育長

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。では、私の方から質問します。休館日が特に無いのはなぜでしょうか。

祐村生涯学習部理事

休館日につきましては、参考資料として添付しております規則で定めさせていただきます。職員の増員は望めないことから、土曜日・日曜日、夜間につきましては、管理を委託する予定です。

芝本教育長

わかりました。次に、第6条の使用料です。別表（第6条関係）の使用料の金額設定は何らかの根拠があるのでしょうか。市民への説明責任もこの金額で果たせるのか教えて下さい。

祐村生涯学習部理事

料金設定につきましては、備考3「市内在住、在学又は在勤の22歳以下の者が半数以上で構成された団体の使用料は、無料とする」、その反面、4「市内在住、在学又は在勤の者が半数未満の団体の使用料は10割の額を加算した額とする」という規定しています。その中で、料金設定の算定につきましては、まず、基本的な光熱水費の部分を換算したところ、1時間あたりの光熱水費は概ね1,000円程度になりました。



た。その部分から各部屋の㎡数で面積割して価格を設定しています。

阪井教育長職務代理者 夏場・冬場などエアコンを使用する時期によって光熱水費は変わってくると思いますが、1年間の平均で算定しているのでしょうか。

祐村生涯学習部理事 そのとおりです。

阪井教育長職務代理者 電気代のみですか。水道代なども積算に含めているのでしょうか。

祐村生涯学習部理事 全体でございます。

阪井教育長職務代理者 下水道代など含んでですね。

祐村生涯学習部理事 スタジオにつきましては、すばるホールなどの事例がございますので参考しております。

山本生涯学習部長 料金設定につきましては、まず、館全体の床面積の光熱水費がどのくらいかかるかを積算しました。次に、館全体の共有部分や事務所部分、専用で使用して頂く部分もございますので、1㎡あたりのどのくらいの光熱水費がかかるかを積算し、それぞれ、部屋により大きさが違いますので、共有部分は含まず、専用で使用する面積で1時間あたりの単価を算出し、スタディールーム1の午前中の利用時間は3時間です。3時間に乗じて積算しております。その後、他市の同じような社会教育施設、例えば、吹田市などの料金とも比較したところ、大差はありませんでした。

芝本教育長 わかりました。次に半数以上で構成された団体について、どのように確認する予定ですか。

祐村生涯学習部理事 年度当初に団体から申請書を提出していただき、審査をしていくことで考えております。

芝本教育長 記載内容について、証明書は必要ですか。自己申告のみですか。

祐村生涯学習部理事 名簿に記載した方の全員に来館していただき、手帳などで確認するのは困難と考えております。一定、申請主義と考えております。

阪井教育長職務代理者 市内在住の方でしたら住民票など、事務局で確認できるような同意をあらかじめ頂いて、在学在勤の方でしたら、在学証明書の提出や在勤証明書などを提出してもらうことはしないのでしょうか。

祐村生涯学習部理事 事務局としましては、正確なデータで使用して頂くことを心掛けたいと考えておりますので、ご指摘いただいた部分については、考えていきたいと思っております。

芝本教育長 備考3・4について、使用料の違いが大きいので、不平不満が無いように納得して利用して頂くようお願いします。

阪井教育長職務代理者 証明書などの提出について、規則などに盛り込む予定ですか。

祐村生涯学習部理事 規則の第3条に登録の申請などについて記載する予定です。証明書などの提出については、使用の手引きなどを作成し、そちらで、住民票の確認や、在学証明の提出などをお願いしたいと思います。

芝本教育長 自習室は無料ですか。

祐村生涯学習部理事 無料です。

阪井教育長職務代理者 あらかじめ登録するとなっておりますが、団体登録の必要性について、登録しないと使用できない理由を教えてください。

祐村生涯学習部理事 自習室は個人で利用できる部分ですが、会議室等の利用については、団体利用を基本とし、団体によっては、年齢制限により無料、あるいは有料といったところもご

ざいます。また、利用カードを受け取ることで、インターネットで申請が出来るという利点もございます。

阪井教育長職務代理者 団体の登録要件については、規則の中に記載がありませんが、今後、登録要件も盛り込む予定ですか。

山本生涯学習部長 登録につきましては、2つ理由がございまして、まず、1つ目は、登録申請することによって市内在住、在学者等の確認をすることです。また、一番大きいのは、申請団体がどのような活動で施設を利用されるのか、例えば、営利を目的としているのか、政治宗教活動に使用するのか、そのあたりを未然に防御するのも目的でございます。その中で、やはり、虚偽の申請があった場合は、利用の停止措置、他の団体から虚偽の申請をしているのではないかと指摘があった場合には、申請者から事情を確認し、証明していただく場合もございます。

阪井教育長職務代理者 登録要件は別途定めるのですか。営利団体なら登録できないとか、営利団体でも登録はできるが、営利目的では使用しないでくださいとか、そのあたりはどうですか。この人は登録できるけど、この人はできないという明文化についてはどのように考えていますか。

山本生涯学習部長 そのあたり、規則になるか、要領・要綱になるのか、総務課法規とも相談しながら検討いたします。

阪井教育長職務代理者 わかりました。

芝本教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。富田林市きらめき創造館は、市民の関心度も高い建物ですので、有効に活用して頂きたいと思います。委員からご指摘いただいた意見もふまえて、条例はこのままで、規則などで細かい内容を精査し、教育委員会会議で案件の提出をお願いいたします。

阪井教育長職務代理者 特定の団体のみが使用しているということにはならないように、なるべく多くの方に公平に利用していただきますようお願いいたします。

山本生涯学習部長 青少年を育成したいという気持ちが強いので、市内全域の小中学校、高校や大学も含めて、積極的に利用して頂くようなPRもしていきたいと思います。

芝本教育長 市議会でも色々な意見があると思います。担当課におきましては、様々な意見を想定し、「煌き」という発信のもとになるような施設になるよう、よろしく申し上げます。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成28年度1月の定例教育委員会会議を終了いたします。